

文化庁 文化審議会
著作権分科会

第2回法制問題小委員会 資料

平成18年4月5日

社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

理事長代行 専務理事 石橋 庸敏

質問1. IPマルチキャスト放送等の通信設備を用いた放送について、著作権法上の扱いを有線放送並みにすべきとの意見があるが、これについてどのように考えるか。

【回 答】

先ず、「質問1」の文章には冒頭で「IPマルチキャスト等の・・・」という記述がございますが、この用語の定義も踏まえて以下に御回答致したいと存じます。

私共、社団法人 日本ケーブルテレビ連盟としましては、「**放送法制上、放送と認められているIPマルチキャスト放送については、著作権法上、有線放送並みの取扱いであってもおかしくはない**と考えております。

但し、上記取扱いに当たっては、**既存の有線放送事業者に、新たに法律上の義務が課せられたり、新たな経済的負担が発生することがないよう担保されることが条件である**と考えております。

また、IPマルチキャスト放送により地上放送の再送信を有線放送並みの取扱いで実施する場合、「**同時性・同一性・地域限定**」などケーブルテレビに課せられていると同等の再送信要件が担保されねばならないと考えます。

質問2. ケーブルテレビについては、従来は地域密着型の零細メディアが中心であったが
 現在では広域で事業を展開するものや、都市部を中心に事業を行うものが現れるなど、
 事業の実態が変化しつつある。このような実態の変化を踏まえ、現行著作権法で有線放
 送事業者認められている、放送を同時再送信する場合の実演家の権利の制限等を見
 直すべきであるとの意見もあるが、これについてどう考えるか。

【回 答】

「放送を同時再送信する場合の実演家の権利の制限等を見直すべきである」とのご意見
 につきましては、見直すべきではないと考えております。実演家の権利のみを拡大し、**有線
 放送事業者に新たに法律上の義務が発生したり、それに基づく経済的負担が発生すること
 には反対です。同時再送信については権利関係の全体の整合性が重視されることが必要
 であると考えます。**

なお、ご質問の文章からは「**ケーブルテレビが零細であったという理由により放送の再送信
 について実演家の権利制限を設けた**」ように読み取れますが、そのようには認識しておりま
 せん。

誤解のないように申し上げますが、ご質問でもご指摘のようにケーブルテレビの事業展開
 は変化して参りましたが、地上放送の同時再送信の部分については従来と変わっており
 ません。

(次ページへ続く)

(続き)

即ち、「事業の広域化」と言えども、実際にはそれぞれの地域にケーブルテレビ事業者は独立した法人として存在し、それぞれの地域に施設を設置することについて許可を得た上で事業を行っております。また、全国に存在する「地形難視聴の解消」に積極的に取り組み、また都市部の事業展開におきましては所謂「**都市難視聴の解消**」という公共的な役割も担っております。

加えて申し添えますと、地上放送の同時再送信については、再送信料は視聴者から頂いておりません。地上デジタル放送の同時再送信につきましては、「**OFDMパススルー方式**」による配信を放送事業者からも要請されており、これを実施しております。これにより地上デジタル放送対応の受信機で受信すれば**専用のSTB(セットトップボックス)**は必要なく、**視聴者に追加負担はありません。**

以上